



情報技術－人工知能（AI）－ AI システム インパクトアセスメント

JIS Q 42005 : 2026

(ISO/IEC 42005 : 2025)

(JSA)

令和 8 年 8 月 20 日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 蘭 敏 子	株式会社日立製作所
	青 木 誠	独立行政法人情報処理推進機構
	安 形 輝	亜細亜大学
	島 健 夫	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	永 沼 美 保	日本電気株式会社
	服 部 恵 二	総務省国際戦略局

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.8.20
担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)
官 報 掲 載 日：令和 8.8.20
認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)
素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会
(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会（委員長 渡邊 創）
この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。
なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに
確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 略語	4
5 AI システム インパクトアセスメントプロセスの開発及び実装	4
5.1 一般	4
5.2 プロセスの文書化	4
5.3 他の組織マネジメントプロセスとの統合	5
5.4 AI システム インパクトアセスメントのタイミング	5
5.5 AI システム インパクトアセスメントの範囲	6
5.6 責任の割当て	7
5.7 機微な用途, 限定的な用途及びインパクト尺度のしきい（閾）値の設定	7
5.8 AI システム インパクトアセスメントの実行	8
5.9 AI システム インパクトアセスメントの結果の分析	9
5.10 記録及び報告	9
5.11 承認プロセス	10
5.12 モニタリング及びレビュー	10
6 AI システム インパクトアセスメントの文書化	11
6.1 一般	11
6.2 AI システム インパクトアセスメントの範囲	11
6.3 AI システム情報	11
6.4 データ情報及び品質	13
6.5 アルゴリズム及びモデルの情報	14
6.6 展開環境	16
6.7 関連する利害関係者	17
6.8 実際に合理的に予見可能なインパクト	18
6.9 危害及び便益に対処するための対策	22
附属書 A（参考）JIS Q 42001 とともに使用するための手引	23
附属書 B（参考）ISO/IEC 23894 とともに使用するための手引	26
附属書 C（参考）危害及び便益の分類学	28
附属書 D（参考）AI システム インパクトアセスメントと他のアセスメントとの整合性	30
附属書 E（参考）AI システム インパクトアセスメントテンプレートの例	34
参考文献	41
解 説	43

まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

情報技術—人工知能（AI）— AI システム インパクトアセスメント

Information technology—Artificial intelligence (AI)— AI system impact assessment

序文

この規格は、2025 年に第 1 版として発行された **ISO/IEC 42005** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

何らかの形態をもつ人工知能（AI）を組み込んだシステム、製品、サービス及びそれらの構成要素の応用が拡大していることを受け、AI システムが社会の様々なレベルにどのようなインパクトを及ぼす可能性があるのかについての懸念が高まっている。AI は、困難な仕事又は危険な仕事の自動化、大量のデータの迅速で正確な分析、医療の進歩など、大きな利益をもたらすと期待されている。しかし、有害、不公正又は差別的となり得る結果、環境への悪影響及び望ましくない労働力の削減を含む、AI システムがもつ合理的に予見可能であるネガティブな影響についての懸念もある。

AI システムの開発及び利用は、一見問題なさそうに見えても、個人、個人の集まり及び社会全体に（ポジティブにもネガティブにも）大きなインパクトを与える可能性がある。AI 技術を利用したシステムの透明性及びトラストワージネスを促進するために、これらの技術を開発及び利用する組織は、インパクトを受ける利害関係者に対し、これらのインパクトが適切に考慮されていることを確実にする行動をとる場合がある。AI システムのインパクトアセスメントは、ガバナンス、リスク及び適合性評価活動という広範なエコシステムにおいて重要な役割を果たし、これらが一体となって信頼及びアカウンタビリティのシステムを構築することが可能である。

JIS Q 38507、**ISO/IEC 23894** 及び **JIS Q 42001** は、それぞれガバナンス、リスク及び（マネジメントシステムによる）適合性評価のために、このエコシステムの重要な部分を形成している。これらは、それぞれ、個人及び社会へのインパクトを考慮する必要性を強調している。経営陣は、AI システムの開発及び利用が企業の価値観及び目標に合致していることを確実にするため、これらのインパクトを理解することが可能である。リスクマネジメント活動を行う組織は、個人及び社会に対する合理的に予見可能なインパクトを理解し、組織全体のリスクアセスメントへと適切に組み込むことが可能である。AI システムを開発又は利用する組織は、これらのインパクトについて理解するとともに、文書類をマネジメントシステムに組み込むことによって、当該 AI システムが関連する利害関係者の期待並びに内部及び外部の要件を満たすことが可能である。

AI システムのインパクトアセスメントを実行し、その文書化した結果を活用する行動は、信頼でき透明性のある AI システムを生み出すためのあらゆる組織レベルでの活動に不可欠である。このため、この規